

高山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(概要版)

都市計画の目標

【都市づくりの基本理念】

人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山

区域区分の有無

本区域においては、市街地の拡大の可能性が低く、区域区分によらなくとも良好な環境を有するコンパクトな市街地を形成することが可能なことから、区域区分を定めないものとします。

主要な都市計画の決定の方針

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

住居系	一般住宅地	・周辺市街地の北部と南部の平坦地における住宅地は、中低層の住宅の立地を基本とし、生活利便施設等が近隣に立地する、利便性の高い居住環境の形成に努めます。
	低層住宅地	・周辺市街地の東部と西部の丘陵部における住宅地は、低層の戸建住宅の立地を基本とし、ゆとりと潤いを感じることができる、低密度で自然豊かな居住環境の形成に努めます。
商業系	中心市街地	・市街地中央部の商業地は都市活動の中心拠点として、多様な都市機能の集積や強化を図り、質の高い拠点形成による賑わいの創出に努めます。 ・旧城下町区域の歴史的なまち並みにおいては、良好な景観を保全するとともに商業との調和を図りながら、観光地として魅力ある空間の創出に努めます。
	沿道サービス型商業地	・市街地内の(国)41号、(国)158号などの幹線道路沿道においては、中心市街地の商業機能を補完する秩序ある沿道商業地区の形成に努め、大規模集客施設の立地を制限します。
工業系		・既存工業地については、周辺の住宅地や農地の環境を保全しつつ、一層の工業集積、生産環境の維持を図ります。

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通体系	道路	・(都)中部縦貫自動車道の整備の促進や、高速道路インターチェンジへの円滑なアクセス機能を有する道路整備を行い、利便性の向上及び各種産業の活性化を図ります。 ・中心市街地の交通渋滞緩和などのため、中心市街地を通過せずに目的地に到達できる環状道路(内環状線及び外環状線)の整備とともに、中心市街地と環状道路を連絡する放射型幹線道路の整備を図ります。
	公共交通	・バス路線の見直しや少量輸送体制の確立、交通結節点の機能強化などにより、地域公共交通の維持と利便性の向上を図ります。 ・観光特化型バスの運行により、市街地における循環型公共交通の充実とともに、市街地中心部への観光車両の流入抑制を図ります。 ・MaaS(検索予約システムや自動運転、超小型モビリティ)など、新たな技術や交通手段の活用による移手段の確保について検討します。 ・JR高山本線の利便性の向上とともに、駅周辺における交通結節点の機能強化を図ります。
	駐車場	・円滑な都市活動のため、公共・民間の協力のもと適正な規模の駐車場を配置します。 ・既存ストックを最大限活用することを基本とし、一部の地区に集中する駐車需要を適正な誘導により分散させ、交通の円滑化と利便性の向上を図ります。
下水道・河川	下水道	・計画的に下水道整備を推進するとともに、投資効率の悪い地区や整備が遅れる地区には、合併処理浄化槽などによる整備を進めます。 ・施設の適切な維持管理・更新を行うとともに、老朽化への対応や機能の高度化が必要な施設は、計画的な整備を図ります。
	河川	・主要河川の洪水被害を軽減させるため、河川断面を確保する河道整備、築堤等や洪水を一時的に貯めるダムや調節池の整備を進めます。 ・治水整備については、河川の整備のみならず、流域の持つ保水・遊水機能の適切な保全をあわせて推進します。 ・開発行為等による河川への雨水流出量の増加に対しては、調整池等の設置により対処します。 ・河川の水質や自然環境、生態系の保全に取り組むとともに、住民が親しめる良好な水辺空間の形成を図ります。
その他		・ごみ焼却場等の都市施設については、適正な規模等を検討の上、配置します。

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・市街地整備については、既成市街地の再整備を優先して行います。
- ・集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努めます。

自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ・恵まれた自然的環境の保全と市街地整備との調和を図りながら、適正な土地利用を進めるとともに、身近な憩いの場や防災機能など、緑の果たす多様な役割を考慮しながら、公園等の整備を進めます。
- ・利用目的に沿った公園の適切な配置や新たな公園整備、既存の公園の利用者ニーズに対応した利用環境の向上について検討します。

